

職員等の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

職員等の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第50条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員及び県が設立した同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員（第3条において「役員」という。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項（地方独立行政法人法第50条の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する再就職者のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の同項に規定する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、同項に規定する契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員又は役員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員又は役員であった者（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員又は地方独立行政法人法第50条の2において読み替えて準用する同項に規定する退職手当通算予定役員であった者であって引き続いて法第38条の2第2項（地方独立行政法人法第50条の2において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する退職手当通算法人の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下この条において同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に再就職先の名称、再就職先における地位その他人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。